

1 計画策定の背景と目的

人類の活動により生じる環境への負荷は、かつては、自然循環が有する浄化能力の範囲にとどまっていた。しかしながら、科学技術の進歩などにより人類が物的な豊かさを享受する一方、限りある地球の資源を大量に消費し、廃棄物を大量に排出するなど経済社会活動による環境への負荷を著しく増大させた結果、自然循環を阻害し、様々な環境問題を引き起こしています。

このような現状に対し、わたしたちは、地球の生態系の多様な機能に支えられていることを再認識し、その活動を地球環境に負荷を与えないような活動に転換していくことにより、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく必要があります。

このため、環境の保全を最優先し、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、これまでの大量生産型、大量消費型及び大量廃棄型の経済社会システムを変革することにより、豊かな自然をはじめとする本県の特性を生かした循環型社会を形成していくため、本県では、平成17年3月に「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「本条例」という。）を制定しました。

本条例の目的である循環型社会を形成していくためには、わたしたち一人ひとりが、今日の環境問題が、地球規模の空間的な広がりを持ち、未来世代にわたる時間的な広がりを持っていることを認識し、問題の本質や解決の方法について、自ら考える能力を身につけるとともに、自ら率先して実行することが重要です。また、行政、事業者、民間の団体等のあらゆる主体が、自ら責任を持って環境に配慮した活動を行うことはもとより、幅広く連携しながら県民総参加で取り組んでいく必要があります、これら取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本条例第10条第1項により、知事が定めなければならないとされている「循環型社会形成推進計画」です。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」における重点施策体系に示されている、「循環型社会の形成」を推進するための計画としても位置づけられるとともに、「福島県廃棄物処理計画」等との関連のもとに策定するものです。

3 計画の期間

本計画の、5の「福島県が目指す循環型社会」を平成30年度頃に見据えながら、平成22年度を目標年次とする5ヶ年計画です。

4 現状と課題

(1) 自然循環について

福島県は、奥羽山脈と阿武隈高地が縦断する広大な県土に、国立・国定公園、県立自然公園など優れた景観や猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に代表される良好な水環境を有するとともに、多様な地形と自然条件の下に植物相や動物相も変化に富むなど、豊かな自然に恵まれており、県民は、その恩恵を受けて生活を営んできています。

しかしながら、一方で、近年の急速な経済発展や情報化の進展及びそれらに伴うライフスタイルの変化により、水質汚濁や大気汚染、廃棄物の増大など生活環境が悪化するとともに、自然の破壊が進み、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕するなど生態系が脅かされ、自然の循環が損なわれる現象が生じています。

人の活動は、自然から資源を獲得することにより、その活動を維持発展させていますが、持続可能な社会を形成していくためには、環境負荷を自然の循環を阻害しない範囲に止めるよう低減することが不可欠であり、常にその活動が生態系の均衡を保つよう、すなわち自然循環が健全な状態に保全されるよう配慮されなければなりません。

このため、水その他の自然的構成要素の良好な状態での保持、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全に資する施策に取り組むことが重要です。

(2) 資源循環について

日本では、戦後の経済の高度成長を経て、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型経済システムとなり、その量的な拡大が自然循環を上回り、自然界に大きな負荷を与え、地球環境を損なってきました。現実の地球が有限で劣化することは、誰の目から見ても明らかであり、自然環境を悪化させ、天然資源を枯渇させてしまえば人類の生存そのものが危うくなってしまふ恐れがあります。

本県においても、廃棄物の不法投棄や水及び大気の汚染など環境の悪化等が身近な問題となってきています。

このため、現在の経済システムを転換し、最小の資源を用いて最大の効果を挙げることを念頭に、化石燃料、鉱物資源等枯渇資源の消費抑制を図ることはもとより、再生可能な資源の利用の促進と長期使用、適正な循環資源の確保とその処分の適正化を図る必要があります。また、地域において持続可能な循環型社会を形成していくためには、再生可能な資源が再生可能な範囲で、地域内でその利用が促進されることが、経済コストの面からみても有効です。

ちなみに、本県における資源循環の状況、つまり物質フローの状況は次のとおりとなっています。

【福島県内の物質フロー状況】

循環型社会形成の施策の展開していくためには、私たちの経済活動において投入された資源がどれだけ再び資源として循環しているかといった物質の流れを把

握ることが重要であることから、県内における物質の流れについて、「資源投入、製品生産、販売・購入、新規蓄積・消費・廃棄、処理・処分」の5項目の断面と「財の蓄積・既存ストック」を設定し、各断面について工業統計表など各種統計を用いて「重量ベースによる物質フロー」を作成しました。

- ア 資源投入
- イ 製品生産
- ウ 販売・購入
- エ 新規蓄積・消費・廃棄
- オ 処理・処分

(3) 生活様式・行動様式について

20世紀の経済成長を最優先する社会経済システムは、大量消費・大量廃棄型の生活様式・行動様式を一般化させたことにより、資源やエネルギーが大量に消費され、環境が汚染されるなどの地球環境問題を引き起こし、深刻化させてきました。

また、それは、自然と人の関係に止まらず、わたしたちの社会に様々な問題を投げかけています。

健全な自然環境を将来の世代に引き継ぐ使命を負ったわたしたちは、人の生命が自然の一部であり、自然環境の中で生かされていることを自覚し、これまでのものを中心とした価値観を見直し、心の豊かさや生活の質を重視し、環境への負荷の低減に資する取組みを自ら率先して実践することが必要です。

日本には、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた独自の伝統文化があります。その中には、「自然や文化を愛し、心豊かに生きる」ことや、「足るを知る」、「もったいない」など循環型社会に通じる節度ある生き方も含まれており、今日では、江戸時代のような、ものを大切に扱い、再使用、再生利用が徹底され、廃棄物の少ない資源循環型社会の経験、歴史が再認識されています。

日本人の心には、元来、このような自然と人が共生する知恵と文化が内在しており、循環型社会の形成を目指すには、これらを改めて呼び起こし、意識改革や人材育成を図ることにより、心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式に転換していく必要があります。

5 福島県が目指す循環型社会

(1) 自然循環が保全された社会～自然と人が共生する社会～

人の活動が、自然の生態系等に配慮することを優先することによって、健全な自然循環が保たれ、自然と人が共生する持続可能な社会

(2) 適正な資源循環が確保された社会～「ごみ」のない社会～

地球資源に限りがあることを認識し、資源の消費を抑制することはもとより、「ごみ」の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）

ル)の「3Rの推進」を通じて、適正な資源循環が確保された「ごみ」のない社会

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会～「もったいない」の心が生きている社会～

日本の精神文化である「もったいない」や「和」の心が生かされ、ものを大切にする、人や自然を愛するなど、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着した社会

「もったいない」について

平成16(2004)年、環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニアの副環境相ワンガリ・マータイさんが、平成17年2月に来日した際、日本の「もったいない」という言葉を知って感銘を受け、同年3月にニューヨークの国連本部で開催された「国連婦人の地位向上委員会」の演説の中で、日本語の「もったいない」を環境保護の合言葉として「世界的「もったいない」キャンペーンを展開し、資源を有効的に利用しましょう」と訴えました。

このことは、多くの日本人に改めて「もったいない」の意義を呼び起こし、本県においても県商工会連合会を始めとして「もったいない運動」の輪が広がっています。

そもそも「もったいない」の言葉は、「その物の値打ちが生かされず無駄になるのが惜しい」という意味を持ち、一人ひとりが「もったいない」の意識を持つことにより、物を無駄にしないで大切に扱うことを教えています。また、「畏れ多い」、「ありがたい」など自然や人からの恩恵に感謝する意味も併せ持っていることから、環境や人を大切にすることに繋がり、共生の論理に立った循環型社会形成の趣旨に合致する言葉です。

このことから、日本人の伝統的な心として引き継いできた「もったいない」の言葉を本計画のキーワードの一つとして活用することとします。

6 施策の展開

(1) 自然循環の保全～自然と人が共生する社会を目指して～

循環型社会は、人間が生態系の多様な機能に支えられており、その生態系が自然循環の中で微妙な均衡を保つことによって成り立つことから、人が活動するにあたって、自然を賢く利用するなどその均衡が損なわれないよう自然循環を保全するため、次のことに取り組みます。

森林の保全、整備等

森林は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材の供給等の多面的機能を有し、循環型社会の形成に果たす役割が大きいことから、森林を適

正に保全し、整備するため必要な施策を行います。

また、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業の振興を図るため、林業を担う人材の育成や確保を図るとともに、県産木材等の安定供給や需要の拡大等必要な施策を行います。

さらに、県民が森林の有する多面的機能についての理解を深めるとともに、県民等が自発的に行う森林の整備や保全に関する活動が促進されるよう、必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 多面的機能の発揮に向けた森林の整備を推進します。
- ・ 県民参加による森林づくりを推進します。

持続性の高い農業生産方式の普及等

農業による環境への負荷を低減し、持続可能な農業の確立を図るため、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するとともに、それらを担う人材の育成及び確保を図るため必要な施策を行います。

また、水源涵養、自然環境の保全等の機能を有する農地を適正に保全・整備するため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 意欲ある担い手の育成を推進します。
- ・ 持続性の高い生産方式を推進します。

水産資源の適切な保存、管理等

水産資源の適切な保存及び管理を図るため、水産動植物の生育環境の保全と改善やそれらを担う人材の育成と確保その他の必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 水産生物等の生息を保全します。
- ・ 意欲ある漁業担い手を育成します。

健全な水の循環を保全するための総合的な管理

水環境が、人間の活動によって著しく損なわれることなく、健全な水の循環が行われ、森、川、海等の環境が一体として保全されるようにするため、工場・事業場からの排水の排出の規制、地下水等の汚染の防止に関する規制等について、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等を適正に運用するとともに、排水処理施設等の適正な整備等の促進その他必要な施策を行います。

また、水の効率的な利用により環境への負荷を低減するため、雨水の貯留又は浸透のための施設の整備を促進するために必要な施策を行います。

さらに、県民等が自発的に行う水環境の保全活動や当該保全活動を目的とした河川流域における地域交流を促進するため必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 本県の良い水環境を将来の世代に引き継いでいくため、本県の特徴を踏まえた治水・利水・環境保全を含めた総合的な水管理計画を策定します。
- ・ 公共用水域の水質汚濁状況や地下水の水質汚濁状況を監視します。
- ・ 公共用水域の水質汚濁の主な原因とされている生活排水について、県、市町村、県民等が一体となった対策を推進します。
- ・ 下水道事業の推進により生活排水対策を進めます。
- ・ 合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理の推進により生活排水対策を進めます。
- ・ 水源地では、雨水の地下への浸透を促し、水の涵養機能の向上を図るとともに、都市部においては河川等の急激な増水を軽減するため、雨水浸透枳、雨水浸透溝、雨水貯留槽、透水性舗装等の整備を推進します。
- ・ 雨水、下水処理水等の散水への利用や中水利用の促進など水の循環利用を推進します。
- ・ 上下流の地域住民の交流や、流域協議会等の水環境保全団体の活動を促進します。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

猪苗代湖及び裏磐梯地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、その自然環境は県民のみならず国民共有の財産とも言えます。また、その恵みのもと、人々はこの地域の特性を生かした固有の伝統や文化を創り出してきただけでなく、県内外から訪れる人々に潤いとやすらぎを与えてくれるなど、その恩恵が計りしれないことから、このかけがえのない水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代へ引き継いでいくことが重要です。

このことから、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群が豊かな自然環境に恵まれた貴重な水資源であることにかんがみ、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、健全な水の循環が保全されるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 工場、事業場からの排水について、窒素及び燐に係る排出規制を行います。
- ・ 住宅等への窒素除去型浄化槽の設置を促進します。
- ・ 釣りやキャンプ等のレジャー等における水環境への配慮を促進します。
- ・ ヨシやアサザ等の群落が形成されている区域など、良好な水環境を保全することが特に必要な区域を、水環境保全区域として指定します。
- ・ 下水道における高度処理施設の導入を促進します。

野生動植物の保護

県民の財産である野生動植物を保護するため、生物の多様性を保全し、豊かな生態系を確保するための、総合的な対策を実施します。また、あつれきを生じている野生動植物との共生を図るための検討を行うとともに、環境の変化により減少しつつある野生動植物が保護されるよう必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 希少野生動植物の保護基本方針に基づき特定希少野生生物の指定や捕獲等の禁止及び生息・生育地の保護を行います。
- ・ 野生動植物保護サポーター制度の充実による保護監視制度の整備を図ります。
- ・ ツキノワグマ、サル等の生息状況等の調査を行い対策を検討します。
- ・ 野生動植物に関する教育、学習機会の充実や広報活動の実施等普及啓発を推進します。

緑化の推進及び緑地の保全

自然循環が健全に保全されるよう、緑化の推進及び緑地の保全のため、必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 自然とのふれあいの場の創出や野生生物の生息環境の確保などを図るため都市公園を整備します。
- ・ 都市内の良好な緑地や樹木等を風致地区、緑地保全地区として指定します。
- ・ 市街地の道路整備において、街路樹等の植栽を推進します。
- ・ 県民参加による森林づくりを推進します。

自然再生の推進

過去に損なわれた生態系その他自然環境を取り戻すため、自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、またはその状態を維持管理する事業の推進に努めます。

【具体的な施策】

- ・ 生態系の保全の観点からの詳細調査や植生の復元方法や野生動植物の生息・生育環境の再生手法等、自然再生に係る調査を実施します。
- ・ 植生の復元、野生動植物の生息・生育環境の改善等自然再生修復事業を実施します。
- ・ それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮した河川の整備を行います。

県の工事等における健全な自然循環への配慮

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る工事等を行うにあたっては、

環境への負荷が少ない工法を採用すること等により、自然環境が健全な状態に保全されるよう配慮します。

【具体的な施策】

- ・ 環境影響評価法、福島県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを実施します。
- ・ 県が行う公共事業のうち、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の対象とならない事業に関し、計画、実施の各段階において自然循環・資源循環に配慮した取組みを率先して行います。
- ・ 自然公園などの良好な自然環境を有する地域において、地域の地形や自然環境を踏まえた路線選定を行うとともに、けもの道の確保など生態系全般との共生を図る道路整備（エコロード）を推進します。

(2) 適正な資源循環の確保等～「ごみ」のない社会を目指して～

有限な資源の過剰な消費及び大量の廃棄物の排出が自然界に大きな負荷を与えていることにかんがみ、再生可能な資源が持続的に再生可能な範囲で利用されるとともに地域内でのその利用が促進されること、再生不可能な資源はその消費が抑制されること、また、技術的及び経済的に可能な範囲で適正な資源循環が確保されるよう、次の施策を行います。

資源及びエネルギー消費の抑制

資源及びエネルギーの消費の抑制を促進するため、職場や家庭における消費抑制の取組みや循環資源の利用についての普及啓発その他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 低公害車等の普及促進、アイドリンクストップ、家庭、事業所における節電や節水など、省エネルギーの取組みを促進します。
- ・ 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、一事業者、一消費者として県の機関における省資源・省エネルギーの取組みを推進します。
- ・ 県有施設の計画・設計の段階から、環境負荷低減に配慮した断熱性の高い工法やリサイクル可能な資材等の採用、空調・換気設備におけるエネルギーの効率的利用等、省資源・省エネルギー対策を行います。

新エネルギー利用等の促進

新エネルギー利用等の促進を図るため、必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 県自ら新エネルギーの導入を進めるとともに、市町村や民間における導入を促進するため、産学民官の連携体制を強化し、その導入方策について検討します。
- ・ 新エネルギーに関する情報発信を行うことにより、県内市町村、事業者及

び県民への普及啓発を図り、積極的な導入を促進します。

- ・ 市町村が行う新エネルギーによるまちづくりの支援や県民一人ひとりが行う住宅用太陽光発電システムの導入への支援をはじめとして、本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。

環境への負荷を低減するための交通の円滑化

交通渋滞等に伴うエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷を低減するため、道路の改良、公共交通機関の利用の促進その他交通の円滑化のために必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 交通渋滞の緩和、解消を図るためバイパス、交差点改良等の整備を推進します。
- ・ 「ノーマイカーデー」や「バス・鉄道利用促進デー」など、公共交通機関の利用促進のため普及啓発を実施します。
- ・ 物流基地としての本県港湾の利便性の向上により、二酸化炭素等の排出量が少ない船舶の利用の促進を進めます。

廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進

「福島県廃棄物処理計画」や「福島県ごみ処理広域化計画」の推進を図り、県民及び市町村等が連携して行う廃棄物等の発生の抑制や循環資源の循環的利用に関する活動を促進するため、情報の提供等必要な施策を実施します。

また、「3 R」を積極的に推進し、循環資源を利用して製造された優良な製品の認定、当該認定を受けた製品の普及促進などに努めます。

【具体的な施策】

- ・ 県内における標準的な分別収集方法等に基づく市町村への助言等により分別収集の促進を図ります。
- ・ 建設副産物の発生抑制、再資源化等建設リサイクルを推進します。
- ・ 食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等、食品リサイクルを推進します。
- ・ 家電製品の収集、運搬、再商品化等の推進等家電リサイクルを推進します。
- ・ 使用済自動車に係る廃棄物の減量、再資源化の推進等自動車リサイクルを推進します。
- ・ ゼロエミッション事業を推進するとともに、ゼロエミッションの実現に向けたアイデアと取組事例の募集を行い、優秀作品の表彰及び活動報告会を開催します。
- ・ エコ・リサイクル製品の認定やその県による優先的な使用及び普及促進を図ります。

事業者による循環型社会の形成への取組みの促進

事業者による循環型社会の形成への取組みを促進するため、情報の提供、循環型社会の形成に自ら努めていると認められる事業所の認定その他必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ 環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全施設の整備等に必要な資金の融資をあっせんします。
- ・ ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む県内の小売店、事業所、飲食店等を認定し、環境にやさしい取組みを広げることにより、ごみの減量化やリサイクルの一層の推進を図ります。
- ・ 事業者における環境負荷低減活動を促進するため、ISO 14001 やエコアクション2.1など環境マネジメントシステムに関するセミナーや説明会を開催します。
- ・ 企業群、組合等が実施する環境負荷低減の取組みについて支援を行います。
- ・ 商店街等において循環型社会の推進と活性化効果が期待される取組みを支援します。

環境物品等への需要の転換の促進

県民等が物品を購入し、若しくは借り受けあるいは役務の提供を受ける場合は、環境にやさしい物品等を選択することを促進するため、普及啓発その他の必要な施策を行います。

また、県は環境にやさしい物品等への需要の転換を促進するため、物品及び役務の調達にあたっては環境にやさしい物品を選択するよう努めます。

【具体的な施策】

- ・ グリーン購入のより一層の普及啓発を図ります。
- ・ 物品の購入にあたっては、グリーン購入に努めるとともに、エコ・リサイクル認定製品の優先購入に努めます。

地産地消の促進

県内における資源循環と地域の活性化を図る地産地消は、エネルギー消費の抑制等環境への負荷の低減に資する効果もあることから、県民等のさらなる地産地消の促進に努めます。

【具体的な施策】

- ・ 県の主催する会議やイベント等において県産品の積極的な利用に努めます。
- ・ 公共施設等の県産木材や県産石材等の積極的な活用や県産資材の利用促進を図ります。
- ・ 学校給食での地元生産物の利用など、県産農林水産物の地域内における利用の拡大を図ります。

バイオマス製品の利用促進

バイオマスは、植物が光合成を行う限り枯渇することがない再生可能な資源であるばかりでなく、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を新たに増加させない資源であり、森林資源や海洋資源等地球上の広範囲にわたって莫大な量があることから、現在利用していないバイオマスをエネルギー源として有効に活用すれば、化石燃料の一部を代替する有望な資源となります。このため、県民等のバイオマス製品の使用を促進するため、必要な施策を行います。

また、バイオマスのカスケード利用や地域にあるバイオマスを、その地域に関わりのある人、技術等を生かしながら、エネルギーやマテリアルに変換し、その地域で消費し、それを繰り返すことで可能な限り余すことなく循環利用できるよう努めます。

【具体的な施策】

- ・ 福島県バイオマス総合利活用指針「うつくしまバイオマス21」に基づき、バイオマスの総合的な利活用を推進します。
- ・ 有機性資源の循環利用を推進します。

産業廃棄物の適正処理

「福島県廃棄物処理計画」に基づき、産業廃棄物の発生・処分及び処理が適正に行われるよう努めます。

【具体的な施策】

- ・ 事業者や処理業者の設置する産業廃棄物処理施設等について、立入検査の実施等により適正処理の推進を図ります。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見等のため、不法投棄監視員の配置や時間外の警備会社への監視委託等、産業廃棄物不法投棄の防止対策を推進します。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を行うための、産業廃棄物処理施設の確保に向けて各種施策に取り組んでいくものとします。

環境の保全上の支障の防止及び除去等

循環資源の利用又は処分に伴う環境の保全上の支障の防止及び除去並びに安全の確保を図るため、必要な施策を行います。

【具体的な施策】

(3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換～「もったいない」の心が生きている社会を目指して～

循環型社会の形成には、県民一人ひとりが、日常生活、学問・研究や事業活動などあらゆる場面において環境の保全が最優先されるべき課題と認識し、環境問

題の解決方法について自ら考える能力を身に付けるとともに、自ら率先して取り組むことが必要であることから、「もったいない」の心を生かすなど、環境教育・学習により意識や価値観の転換を促し、節度を保ち、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着するよう取り組みます。

循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

地球温暖化を始めとした地球環境問題や、その解決策としての資源及びエネルギーの節約、ものを大切にすること又それに値するものを作ること、不用になったものを修理・改造して利用すること、地元で生産されたものを地元で利用することなど、循環型社会の形成に向けた県民等の理解を促進するため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実などに取り組みます。

【具体的な施策】

- ・ 環境学習についてのデータベースのや教育プログラムを拡充をします。
- ・ 学校生活における省資源・省エネルギーをはじめとした環境負荷軽減に関する実践を進め、児童生徒の主体的な行動力の育成を図ります。
- ・ 環境学習関連施設や民間団体との連携など、学校における環境教育のネットワークづくりを推進します。
- ・ 環境問題に関する専門家等を講師として活用し、児童生徒の環境学習の充実を図るとともに、様々なテーマによる体験を重視した環境教育の指導を行うことのできる教員の育成を図ります。
- ・ 環境問題に関心のある各種団体等や市町村等が行う研修会等に対し、環境アドバイザー等を派遣し講演やアドバイスをを行います。
- ・ 環境の現状や体験型の学習プログラムなどの環境情報を、データベース化しインターネットをはじめ各種メディアにより提供します。
- ・ 自然体験などを通じた環境学習により、自然を愛護する態度と、環境保全のリーダーとして活躍できる実践的な力を身につけた児童・生徒の育成を図ります。

県民等の自発的な活動の促進

県内で広がっている「もったいない運動」をはじめとした県民等が行う循環型社会の形成に関する自発的な活動を促進するため、技術・技能や経験を持った人材の活用や人材の育成を図るとともに、情報の提供その他の必要な支援を行います。

また、自発的活動の動機付けとして「もったいないから始めよう」をスローガンに、本計画の別表として「もったいない50の実践(仮称)」を例示するなど、誰もが身近にできる取組みを促進します。

【具体的な施策】

- ・ 環境にやさしい生活様式が実践されるよう、家庭におけるエネルギーの利用

状況を把握する環境家計簿の普及を図ります。

- ・ 地域や団体で環境保全活動を行っている県民を対象として講習会を開催し、環境学習や環境保全活動のリーダーを養成し、環境保全活動の裾野の拡大と活性化を図ります。
- ・ 県民、事業者及び行政のそれぞれの主体的取組みと相互の連携による環境保全活動を推進するため、うつくしま環境パートナーシップ会議を運営します。
- ・ 県民主導の「もったいない運動」が広く展開できるよう支援を行います。

(4) 共通の施策

その他、循環型社会形成の共通の施策として次のことに取り組みます。

調査の実施

循環型社会の形成に関する施策の策定並びに実施に必要な県民アンケートや実態調査等を実施します。

科学技術の振興

循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、産、学、官における研究開発はもとより、それらの連携・共同による研究開発の推進やその成果の普及その他の必要な施策を行います。

【具体的な施策】

- ・ ハイテクプラザにおいて、内燃機関への植物油利用技術や新エネルギー発電システム等の開発を行います。
- ・ 民間が開発した新たな技術の活用に努めます。

経済的措置

循環型社会の形成に関する施策を実施するため、産業廃棄物税や森林環境税を活用するなど必要な経済的措置を行います。

7 計画の推進

循環型社会の形成には、行政はもとより、県民、事業者、民間の団体等ができることから自主的に取り組むとともに、あらゆる主体が、超学際的な連携のもとに、県民総参加で推進していきます。

(1) 県民の役割

県民は、循環の理念にのっとり、次のことに取り組みます。

- ・ その日常生活において、環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めます。
- ・ 製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物になることを

抑制するとともに、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めます。

- ・ 循環型社会の形成を推進するためには、県民一人ひとりの意識の向上が重要であることにかんがみ、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。
- ・ 自らのライフスタイルを資源循環の視点から見直すことにより、日常生活での無駄を省き、環境への負荷を軽減する生活を実践するとともに、消費活動において、環境負荷の小さな事業活動を実践している事業者を支援することで、事業者の資源循環に向けた取組みを促します。また、地域の一員として、NPO・NGO等や行政などの活動に対して協力・支援することで、地域の取組みを促進する役割を担います。

(2) 民間の団体等の役割

民間の団体等は、県民のライフスタイルの変革や地域の活動を活性化させるような先導的な取組みを行います。

また、事業者や行政と連携・補完しあうこと等により、県民の活動と事業者・行政などの活動を有機的に結びつけ、循環型社会づくりを加速する役割を担います。

(3) 事業者の役割

事業者は、排出者責任を果たすため、循環の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、次のことを心がけます。

- ・ 環境への負荷の低減を図り、自然循環が健全に保全されるよう努めます。
- ・ 原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を行うとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となったときは、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を行うとともに、循環的な利用が困難な循環資源については、自らの責任において適正な処分をします。
- ・ 製品、容器等の製造・販売を行う事業者は、拡大生産者責任を果たす上で、当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するため、リサイクルしやすい材料を使用して製造するとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分を表示し、適正に循環的な利用が行われることを促進し、その適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を行います。
- ・ 再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力します。
- ・ 排出者責任、拡大生産者責任に基づき、廃棄物の3Rの推進、適正処分に主体的に取り組むとともに、減量化・再資源化に向けた取組みを関係団体等と協力して進めるなど、循環型社会経済システムを構築する役割を担います。

(4) 行政の役割

市町村

市町村は、循環の理念にのっとり、次のことに取り組みます。

- ・ 自らグリーン購入に率先して取り組みます。
- ・ 県民、NPO・NGO等の取組みへの支援や地域特性を考慮した事業の展開等を通じて、循環型社会の構築に努めるとともに、一般廃棄物の処理責任者として、適切な処理・処分を実施する役割を担います。

県

県は、循環の理念にのっとり、次のことに取り組みます。

- ・ 循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施します。
- ・ 市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するために必要な支援を行います。
- ・ 自らグリーン購入に率先して取り組みます。
- ・ 県民、NPO・NGO、事業者、市町村の取組みに対する支援、取組環境の整備、関係主体間の連携促進等を通じて循環型社会形成の総合調整役としての役割を担います。
- ・ 国や他の都道府県との調整に努めます。

(5) 連携

大量生産、大量消費、大量廃棄という生活様式・行動様式は、生産、流通、消費、廃棄という日常生活、事業活動等社会全般に浸透しています。このような様式は、関係者を相互に強く拘束しており、県、市町村、事業者（生産者、流通業者、処理業者等）及び県民等のいずれかが何らかの措置を講じようとしてもそれだけでは大きな成果を上げることはできません。

全ての主体が従来の価値観を改め、循環型社会形成に向けてそれぞれの主体が責任を持って、でき得る限りの役割を果たすことはもとより、その上に、超学際的に連携をすることによって、社会の意識を変え、社会経済システムを変えていくことが有効です。

連携の事例

8 進行管理

- (1) 各施策の取組みについては、毎年度の実績を取りまとめ、福島県循環型社会形成庁内連絡会議においてPDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、

結果等を公表します。

(2) 各施策目標は、「別表 2 」に掲げる各項目の達成度を的確に表す方法（数値目標又はその他の方法）で表示します。

(3) 本計画は、「本条例」第 1 0 条第 6 項に基づき、5 年後に見直しを行います。

別表 1 「もったいない 5 0 の実践」

別表 2 数値目標

「うつくしま 2 1 」及び「廃棄物処理計画」の目標年度と同じ平成 2 2 年を目標年次として設定します。